

町内会における 個人情報 Q & A

札幌総合法律事務所
弁護士 石川 和弘

〒060-0005

札幌市中央区北 5 条西 11 丁目 17-2

TEL : 011-281-8448

FAX : 011-281-8458

Q 1 : 町内会にも個人情報保護法は適用されるのですか？

A 1 : 通常、適用されることはありません。個人情報保護法が適用されるのは、5,000人以上の個人情報を有する事業者に限られるからです。ただし、個人情報の管理が重要であることに違いはありませんから、町内会は、情報の「取得」「利用」「管理」「提供」について、個人情報保護法を参考にした運用をする必要があります。

Q 2 : 町内会に入会する際に、世帯主を含めた家族全員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、緊急連絡先、身体の状況（病気や障害）などの情報をカードに記入するよう求められました。全ての情報を記入しなければなりませんか？

A 2 : 問題は2つに分かれます。

1つは、町内会が取得した個人情報を、どのように利用するのかという問題です。もう1つは、町内会の管理体制がどうなっているかの問題です。この2つの観点からは、個人情報を3つに分けて考えるのが分かりやすいと思います。

第1は、会員を特定するのに不可欠な情報、及び、町内会が会員と連絡を取るために、通常必要と考えられる情報です。世帯主の氏名、住所、電話番号がこれにあたり、町内会に入会する以上、当然、カードに記入しなければなりません。

なぜなら、町内会活動に必須な情報であり、且つ、後記のセンシティブ情報ではないので、町内会の管理体制を厳格に要求すべきではないからです。

第2は、センシティブ情報です。センシティブ情報とは、通常の個人情報以上に他人に知られたくない情報のことです。身体の様子がこれにあたります。(ちなみに、信仰している宗教や支持している政党などの情報は、社会的差別の原因となりうるので、町内会が情報を取得することは許されません。また、本籍地も、同様に、原則として取得が禁止される情報で、町内会活動との関連性のない限り、本人の同意の有無と無関係に取得することは許されません。)

センシティブ情報については、まず、町内会が「取得」することが、どのような「利用」を想定しているのかをよく確認する必要があります。

例えば、被災時の災害弱者の援助のために利用するというような合理的で明確な理由がないのであれば、カードへの記入は拒否して構いません。逆に、被災時のために利用するというのであれば、後記の管理体制に問題がない限り、カードに記入するべきです。大きな震災などがあった場合に、消防や自衛隊の救助活動が行なわれますが、これには多大な時間を要します。すぐに救助してくれるのは、やはり、ご近所の方なのですが、援助を要するご高齢の方や障がいをお持ちの方が、どのご家庭にいるのか分からなければ、援助ができないのです。

また、センシティブ情報に関しては、情報の「管理」の問題も重要です。「管理」の問題とは、町内会の誰が(どのような範囲の人が)、どのような情報をどのような管理方法で保有しているかが、重要で、この点は、町内会に確認すべきでしょう。

第3に、その他の情報があります。上記の例では、性別、生年月日、緊急連絡先です。これについては、町内会がどのように「利用」するのか、「管理」はどうなっているのかを確認し、特別、不合理な点があれば、カードに記入するべきでしょう。

Q 3 : 行事の参加案内を回覧するとき、申し込み一覧表に名前を記入することは、情報保護の観点から問題はありませんか。

A 3 : 一覧表に名前を記載することは、本人が他人に見られることを承知のうえで記載していると思われるので、法に触れることはありません。ただし、他人に知られたくないと思われるような場合は、町内会に回覧方法の工夫をお願いしてみるとよいでしょう。